

保安規定審査基準との対比表

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定																															
			第1章 総則																															
			(適用範囲) 第2条 本規定は、MHI原子力研究開発株式会社(以下、「当社」という。)燃料ホツラボ施設(以下「当施設」という。)において、保安に係る運用に関して適用する。																															
			第6章 放射線測定																															
八	線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定*</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法と測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率等(γ線)</td> <td>モニタリングポスト 1か所</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ 15か所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線量</td> <td>光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計</td> <td rowspan="2">3月ごと</td> </tr> <tr> <td>11か所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*線量当量率等の測定位置については、別図第4に示す。</p> </div> <p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計バッジ</td> <td>1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>内部被ばく評価</td> <td>3月間ごと及び必要の都度</td> </tr> <tr> <td>体外計測 バイオアッセイ</td> <td>必要の都度</td> </tr> </tbody> </table> </div>	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	線量当量率等(γ線)	モニタリングポスト 1か所	連続	サーベイメータ 15か所	月1回	線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計	3月ごと	11か所	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計バッジ	1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要の都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる	対象者	検査項目	頻度	放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要の都度	体外計測 バイオアッセイ	必要の都度
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度																																
線量当量率等(γ線)	モニタリングポスト 1か所	連続																																
	サーベイメータ 15か所	月1回																																
線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計	3月ごと																																
	11か所																																	
対象者	個人線量計	頻度																																
放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計バッジ	1月間ごと並びに必要な都度																																
	ポケット線量計	必要の都度																																
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる																																
対象者	検査項目	頻度																																
放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要の都度																																
	体外計測 バイオアッセイ	必要の都度																																